

- 
- 日程第11 議案第44号 平成19年度加美町一般会計予算  
日程第12 議案第45号 平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第13 議案第46号 平成19年度加美町老人保健特別会計予算  
日程第14 議案第47号 平成19年度加美町介護保険特別会計予算  
日程第15 議案第48号 平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算  
日程第16 議案第49号 平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算  
日程第17 議案第50号 平成19年度加美町霊園事業特別会計予算  
日程第18 議案第51号 平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算  
日程第19 議案第52号 平成19年度加美町下水道事業特別会計予算  
日程第20 議案第53号 平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算  
日程第21 議案第54号 平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算  
日程第22 議案第55号 平成19年度加美町水道事業会計予算

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第11、議案第44号平成19年度加美町一般会計予算、日程第12、議案第45号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第13、議案第46号平成19年度加美町老人保健特別会計予算、日程第14、議案第47号平成19年度加美町介護保険特別会計予算、日程第15、議案第48号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第16、議案第49号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第17、議案第50号平成19年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第18、議案第51号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第19、議案第52号平成19年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第20、議案第53号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第21、議案第54号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第22、議案第55号平成19年度加美町水道事業会計予算、以上12件はいずれも平成19年度予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第44号から日程第22、議案第55号までを一括議題とすることに決しました。

日程第11、議案第44号から日程第55、議案第55号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） それでは、議案第44号平成19年度加美町一般会計予算から議案第55号平

成19年度加美町水道事業会計予算までの一括上程でありますので、提案理由の説明を申し上げます。

まず最初に、国の予算編成方針並びに宮城県の概況を申し上げながら、加美町の当初予算についての考え方等々を申し述べさせていただきたいと思っております。

平成19年度の国の予算につきましては、昨年12月に閣議決定され、今国会に提出されておりますが、一般会計予算の歳入歳出規模は82兆 9,088億円で、対前年度当初比 4.0%の増加となっております。予算編成に当たっては簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継承、継続し、歳出改革路線を強化することとされています。また、政府は、平成19年度地方財政計画を閣議決定し、国会に提出していますが、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006の方針に沿って歳出を抑制した結果、財政計画の総額は83兆 1,261億円で、前年度比 247億円の減となっております。6年連続で対前年度マイナスとなった地方財政計画の内容を見ますと、地方税の収入見込み額は税収の回復基調が見込まれているほか、税源移譲により前年度に比べ15.7%増としています。地方交付税の総額は15兆 2,027億円で、前年度に比べ 4.4%減となっております。また、地方交付税と臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債がありますが、それを合わせた額は17兆 8,327億円で、前年度に比べ 5.2%の減少となっております。投資的経費の総額は15兆 2,328億円で、前年度に比べ 9.8%の減、うち地方単独事業費は14.9%の減となっております。

また、宮城県の平成19年度一般会計当初予算の規模は 7,984億 8,179万円で、前年度に比べ 2%の減少と、3年連続のマイナス予算となり、特別会計を合わせた総額も 9,960億 7,590万円で 1.9%の減で、緊縮型予算となっております。

次に、加美町の当初予算についてであります。加美町の平成19年度の予算編成に当たりましては、ただいま申し上げました国の予算や、地方財政計画を踏まえつつ、骨格予算の基調で編成を行っております。

一般会計の歳入歳出予算総額は 121億 500万円で、平成18年度一般会計当初予算総額と比較し 8億 5,000万円、 6.6%の大幅な減となりました。

歳入の主なものについては、平成18年度当初予算額との比較で見ますと、町税は25億 4,028万円で、前年度比 2億 7,768万円、12.3%の増となっており、定率減税の廃止や所得税から町民税への税源移譲により、大幅な増加を見込んでいます。

一方、地方譲与税は 2億 3,360万円で、所得譲与税の廃止に伴い 1億 8,091万円、43.6%の大幅な減額となります。

また、地方交付税では特別交付税の減額を見込んでいますが、普通交付税の事業費補正分の増額等を見込み、交付税総額は59億 5,000万円となり、前年度比で2億円、3.5%の増額としております。

国庫支出金は35.1%減の2億 5,719万円で、その主なものは社会福祉費負担金の施設訓練等介護給付費負担金 5,448万円、児童手当関係負担金 8,362万円、居宅生活介護費等給付費補助金 3,324万円、公立学校施設整備費交付金 1,965万円等を計上しています。

県支出金は14.6%減の5億 2,300万円で、その主なものは保険基盤安定負担金1億 150万円、児童手当関係負担金 5,464万円、合併支援措置としてみやぎあたらしいまち・未来づくり交付金 2,050万円、県民税徴収委託金 4,000万円、文化財保護費委託金 4,885万円等を計上いたしております。

繰入金には、財政調整基金から3億円、肉用牛特別導入事業基金から1,459万円の基金繰入金等を計上しています。

町債は36.3%減の13億 4,300万円で、目的別では市町村合併振興基金事業債4億 5,450万円、畜産環境総合整備統合補助事業債1億 3,760万円、小学校整備事業債1億 8,620万円等を計上したほか、地方交付税振り替え分としての臨時財政対策債4億 8,000万円を計上しています。

また、事業別では合併特例債7億 7,830万円、過疎対策事業債6,650万円等となっています。

歳出の主な内容としましては、総務費では人件費を初め住民バス委託料2,358万円を計上しているほか、市町村合併振興基金事業費として4億 8,239万円を計上し、基金活用事業の土台づくりを図っていきます。また、県議会議員等の選挙経費として4,344万円を計上いたしております。

民生費には、加美郡保険医療福祉行政事務組合の負担金1億 6,027万円を計上したほか、国民健康保険事業特別会計ほか各種民生費関係特別会計繰出金7億 6,063万円、施設訓練費支援費給付費1億 528万円、児童手当1億 9,290万円を計上しています。

衛生費には、検診委託料9,325万円のほか、大崎地域広域行政事務組合負担金5億 9,042万円を計上しています。

農林水産業費には、土づくりセンター整備事業1億 4,837万円、県営土地改良事業負担金6,698万円、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業3,500万円、農村振興総合整備統合補助事業費3,030万円などを計上しています。

商工費には、商工会への補助金を初め、各種イベント助成事業費1,583万円を計上していま

す。

土木費には、公園施設管理委託費 2,892万円、下水道事業特別会計繰出金 4億 3,287万円等を計上しています。

消費費には、消防団活動経費を初め、大崎地域広域行政事務組合負担金 3億 4,712万円等を計上しています。

教育費には、学ぶ安心を実現するための小学生からの英語教育導入事業費 2,473万円のほか、広原小学校施設整備事業に 2億 1,680万円、文化財発掘調査費 4,885万円などを計上しています。

公債費には、町債発行に係る元利償還金 28億 9,259万円を計上しています。

ほかに、平成19年度の他の各種会計予算総額は次のとおりであります。

国民健康保険事業特別会計 26億 6,700万円、老人保健特別会計 29億 2,800万円、介護保険特別会計 17億 4,100万円、介護サービス事業特別会計 1,700万円、加美郡介護認定審査会特別会計 590万円、霊園事業特別会計 290万円、町営駐車場事業特別会計 760万円、下水道事業特別会計 12億 9,190万円、浄化槽事業特別会計 7,920万円、工業用地等造成事業特別会計 2億 900万円。水道事業会計においては、収益的収入及び支出 5億 3,900万円、資本的収入 1億 2,100万円、資本的支出 2億 7,468万円となっています。

以上、よりよいサービスをより安くを念頭に、事務事業の再点検を行いながら予算編成を行いました。

次に、19年度各種会計予算の概要について説明を申し上げます。

議案第44号平成19年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ 121億 500万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第45号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出をそれぞれ 26億 6,700万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第46号平成19年度加美町老人保健特別会計予算、歳入歳出それぞれ 29億 2,800万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第47号平成19年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ 17億 4,100万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第48号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 1,700万円と定めるものであります。

議案第49号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ 590万円と定

めるものであります。

議案第50号平成19年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 290万円と定めるものであります。

議案第51号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 760万円と定めるものであります。

議案第52号平成19年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ12億 9,190万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第53号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 7,920万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第54号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 2億90万円と定めるものであります。

議案第55号平成19年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億 3,900万円とし、資本的収入及び支出について、資本的収入1億 2,100万円、資本的支出2億 7,468万 3,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 5,368万 3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしく申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（米澤秋男君） 一般会計、企画財政課長。

一般会計、企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 議案第44号につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

#### 平成19年度加美町一般会計予算

平成19年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）です。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121億 500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）です。

第2条 地方自治法第 214条の規定より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) です。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金) でございます。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用) でございます。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除きます)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

以上でございます。

○議長(米澤秋男君) 次に、国民健康保険事業特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長(柳川文俊君) 御説明申し上げます。

議案第45号

平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

まず、(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億6,700万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) であります。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用) です。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれら

の経費の各項の間の流用。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 続いて、老人保健特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君）

議案第46号

平成19年度加美町老人保健特別会計予算

御説明申し上げます。

平成19年度加美町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）です。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億2,800万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）です。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

（歳出予算の流用）です。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 介護保険特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 議案第47号を御説明申し上げます。

平成19年度加美町介護保険特別会計予算

平成19年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

まず、（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億4,100万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

(一時借入金) です。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を利用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米澤秋男君) 介護サービス事業特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長(柳川文俊君) 議案第48号を御説明申し上げます。

平成19年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成19年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) です。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,700万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米澤秋男君) 加美郡介護認定審査会特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長(柳川文俊君) 議案第49号を御説明申し上げます。

平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) です。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ590万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月6日提出



加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 次に、霊園事業特別会計、町民課長。

○町民課長（猪股雄一君） 朗読いたします。

議案第50号

平成19年度加美町霊園事業特別会計予算

平成19年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ290万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 次に、町営駐車場事業特別会計、商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤 東君） 朗読をもって説明といたします。

議案第51号

平成19年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成19年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ760万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 下水道事業特別会計、上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 331ページをお願いいたします。

議案第52号

平成19年度加美町下水道事業特別会計予算

平成19年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,190万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 浄化槽事業特別会計、上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 361ページをお願いいたします。

議案第53号

平成19年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成19年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,920万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 工業用地等造成事業特別会計、商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤 東君） 383ページ、朗読をもって説明といたします。

議案第54号

平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億90万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米澤秋男君） 水道事業会計、上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 393ページをお願いいたします。

議案第55号

平成19年度加美町水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成19年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	8,500戸
(2) 給 水 量	248万 5,000立方メートル
(3) 一日平均給水量	6,808立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益 5億 3,900万円

第1項 営業収益 5億 3,783万 5,000円

第2項 営業外収益 116万 5,000円

支 出

第1款 水道事業費用 5億 3,900万円

第1項	営業費用	4億 9,606万円
第2項	営業外費用	3,828万 8,000円
第3項	特別損失	1万円
第4項	予備費	464万 2,000円

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 5,368万 3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億 5,368万 3,000円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1億 2,100万円
第1項	企業債	9,100万円
第2項	国庫補助金	3,000万円

支 出

第1款	資本的支出	2億 7,468万 3,000円
第1項	建設改良費	2億 789万 1,000円
第2項	企業債償還金	6,679万 2,000円

(議会の議決を経なければならない流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 3,703万 8,000円
2. 交際費 5万円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「企業債」による。

平成19年3月6日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号から議案第55号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成19年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成19年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。本議会は平成19年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本議会は平成19年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議員各位に申し上げます。

委員会条例第9条の規定によりまして、平成19年度予算審査特別委員会を、本日午後1時に本議場に招集いたします。御参集のほどよろしくお願いいたします。

午前11時52分 散会